

1. 厚生労働省

放射線管理区域と同レベルの汚染で子どもが遊ぶことについて、見解を明らかにし、文書で回答すること

- 4月19日に発出した文部科学省・厚生労働省の通知にある、学校、保育所等の屋外活動制限に関わる年間20ミリシーベルト、毎時3.8マイクロシーベルトという数値は、原子力安全委員会の助言を踏まえ、原子力災害対策本部が決定したもの。
- 具体的には、大人・子ども関わらず定められた、国際放射線防護委員会（ICRP）の緊急時の参考レベルである年間20～100ミリシーベルトの最低基準であり、復旧時の参考レベルである年間 1～20ミリシーベルトの接点でもある年間20ミリシーベルトを目安として設定されたもの。
また、毎時3.8マイクロシーベルトという数値は、子どもが1年間（365日）、毎日8時間屋外にいるケースを想定しており、実際に屋外にいる時間がそれ以下であれば、当然放射線量は低下する。
- 実際に継続的な調査では、屋外活動制限を要請していた1か所の保育所でも放射線量は低下している。
また、今回の暫定的考え方は、8月下旬までの期間を対象とした暫定的なものである。
いずれにしても、今後、子どもたちの受ける線量を減らしていくことが適切と考えている。

- 一方、労働基準法では、特に年少者である労働者の特別な保護措置として、18歳未満の者を有害放射線にさらされる業務に就かせてはならないとしており、年少者の「管理区域」での業務は禁止されている。この規制は、使用者の事業活動のために指揮命令を受けて働く者である労働者の保護を図る観点から設けているものである。
- 福島県内の保育所の子どもたちの安全・安心の確保に向け、厚生労働省としては、文部科学省とも連携し、継続的なモニタリングを実施するなど、地元の意向も踏まえながら、適切に対応してまいりたい。